

議案第55号

鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和28年鹿児島県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第4号中「2,700円」を「3,900円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

本県学校職員の特殊勤務手当の見直しのため、所要の改正をしようとするものである。